



消費者庁

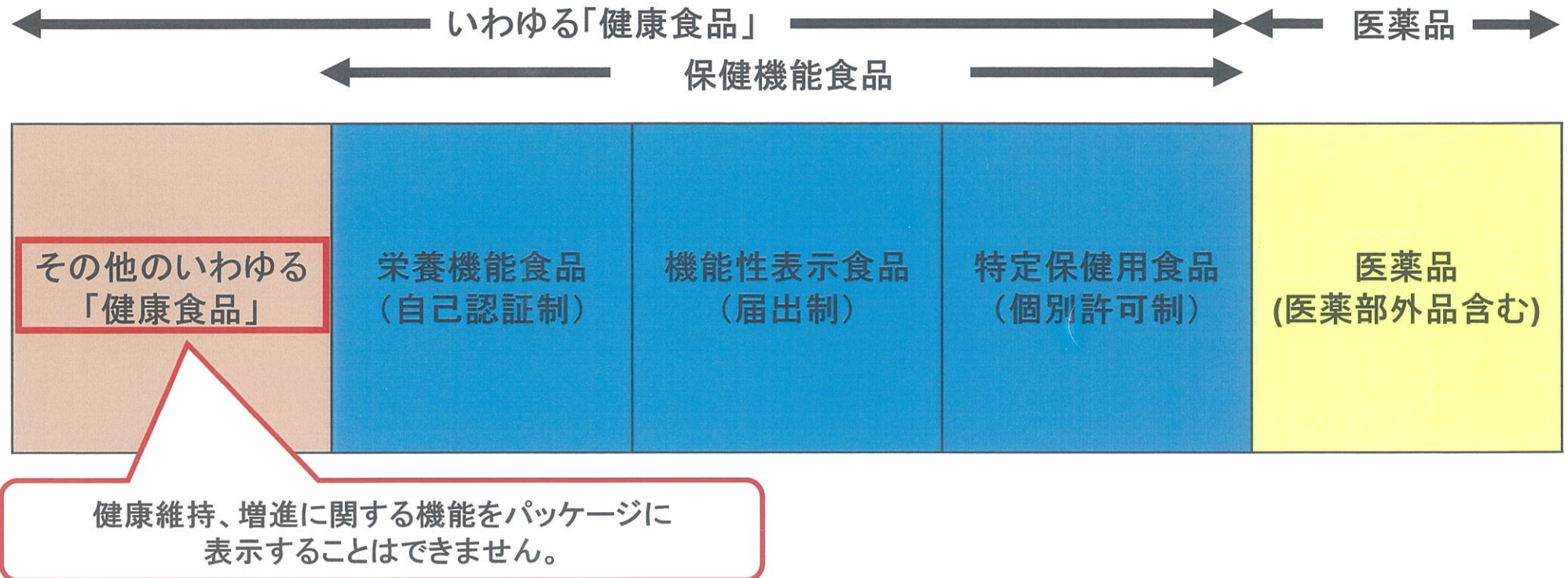
Consumer Affairs Agency, Government of Japan

機能性表示食品制度の最近の動向について

消費者庁食品表示課
2025（令和7）年12月

いわゆる「健康食品」と「保健機能食品」の関係

いわゆる「健康食品」と呼ばれるものについては法律上の定義がないが、医薬品以外で経口的に摂取される「健康の維持・増進に特別に役立つことをうたって販売されたり、そのような効果を期待して摂られている食品」のことをいう。「保健機能食品」である特定保健用食品、機能性表示食品、栄養機能食品も、この広義の「健康食品」に含まれる。



(図: 厚生労働省ウェブサイト(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/hokenkinou/index.html) 改変)



保健機能食品に関する各制度の比較

	特定保健用食品 (個別許可制)	機能性表示食品 (届出制)	栄養機能食品 (自己認証制)
概 要	- 消費者庁長官の許可を得て特定の保健の用途に適する旨が表示された食品 - 国が効果と安全性を審査。	- 疾病に罹患していない者が対象 - 販売60営業日前までに、科学的根拠に裏打ちされた安全性・機能性に関する資料等を消費者庁長官に届け出ることにより特定の保健目的(疾病リスクの低減に係るものを除く。)が期待できる旨の表示が可能。届出事項等の容器包装上の表示義務。 - 安全性・機能性の科学的根拠について国の審査は行われず、その合理性の举证責任はあくまでも届出者。	- ビタミン、ミネラルといった20の栄養成分について、食品表示法に基づく食品表示基準で定められた機能に関する表示(※)を行う食品 (※)「カルシウム」の例 - 栄養成分の機能:「骨や歯の形成に必要な栄養素です。」 - 上限値:600mg 下限値:204mg - 摂取をする上での注意事項:「本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。1日の摂取目安量を守ってください。」
公定マーク	あり 	規定されたマークはないが、商品に 機能性表示食品 の表示が必要	規定されたマークはないが、商品に「栄養機能食品である旨及び当該栄養成分の名称」の表示が必要
疾病リスク低減表示	可能	不可	—
第三者機関への意見聴取※	安全性については食品安全委員会へ諮問 ※効果については特定保健用食品の表示許可等に関する部会で審議(消費者庁内)	—	—
有効性の科学的根拠	最終製品を用いたヒト試験が必須	最終製品を用いたヒト試験又は最終製品若しくは機能性関与成分に関するシステマティック・レビュー	厚生労働省が定める日本人の食事摂取基準等を踏まえて規格基準を策定
許可・届出件数 (令和7年3月31日時点)	1,030件	6,703件	—
根拠法令	健康増進法、食品表示法	食品表示法	食品表示法
創設時期	1991年(平成3年)	2015年(平成27年)	2001年(平成13年)

※食品表示基準に定められた内容を改正する場合は、消費者委員会へ諮問



紅麹関連製品に係る事案を受けた機能性表示食品制度等に関する今後の対応

I 今回の事案を踏まえた当面の対応

① 食品衛生法上の措置の 対象となる製品の特定

- ・回収命令の対象となった3製品と同じ原材料を使用している製品について各企業に自主点検を依頼
- ・この3製品を除いて、食品衛生法第6条第2号に該当しないことが確認された

② 健康被害の原因の究明

- ・令和6年5月末の状況は以下のとおり
 - ・健康被害が多く報告されている製品の原料ロットに、プベリル酸のほか2つの化合物(C28H42O8、C23H34O7)が含まれる。また、2つの化合物はモノコリンKと基本骨格が類似
 - 工場内の青カビ(*Penicillium adametzioides*)が、培養段階で混入し、コメ培地を栄養源としてプベリル酸を産生したと推定
 - 青カビが紅麹菌との共培養により、モノコリンKを修飾して2つの化合物が生成されたと推定
 - プベリル酸については腎障害が確認されたが、2つの化合物については、引き続き、動物実験においてこれらの寄与度を確認することが必要

③ 今回の事案を受けた機能性表示 食品制度の今後の在り方の検討

- ・機能性表示食品として届け出られている約7,000件の製品について、医療従事者からの健康被害情報の有無等を届出者に回答するよう依頼
- ・消費者庁に報告を要することとなる「健康被害の発生及び拡大のおそれがある」場合としては、短期間に特定の製品への症例の集積がみられる状況が考えられるが、今回の調査で得られた情報からは回収命令の対象製品に係る報告を除き、これに該当する場合と直ちに判断できるものはなかった
- ・消費者庁では、「機能性表示食品を巡る検討会」を設置し、報告書を取りまとめ

④ その他の取組

- ・日本腎臓学会を通じて得られた189症例の病像の把握に取り組み、以下の事実を公表
 - ・摂取開始時期や摂取期間の長短にかかわらず、初診日は令和5年12月から令和6年3月に集中していること（大阪市が5月15日時点で解析した2050症例についても同様の傾向）
 - ・患者の約8割は対象製品の摂取を中止することで症状が改善する傾向があること
 - ・各種検査結果及び腎生検の結果から、近位尿細管の障害が生じたことが推測されること

II 今回の事案を踏まえた今後の対応

1. 健康被害の情報提供の義務化

- ・事業者の責任において機能性関与成分によって健康維持・増進に資する特定の保健目的が期待できる旨を表示し、反復・継続して摂取されることが見込まれる機能性表示食品について、事業者（届出者）は、健康被害と疑われる情報を収集し、健康被害と疑われる情報（医師が診断したものに限る。）を把握した場合は、当該食品との因果関係が不明であっても速やかに消費者庁長官及び都道府県知事等（※）に情報提供することを、食品表示法に基づく内閣府令である食品表示基準における届出者の遵守事項とする
- ・提供期限については、重篤度等に対応した明確なルールを設ける（※）都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長
- ➡食品表示法に基づき、これらを遵守しない場合は機能性表示を行わないよう指示・命令する行政措置が可能
- ・食品衛生法に基づく食品衛生法施行規則においては、食品全般について、健康被害と疑われる情報（医師が診断したものに限る。）を把握した営業者は都道府県知事等に情報提供するよう努めなければならないとされているが、機能性表示食品を製造・販売等する営業者（届出者）に対しては、都道府県知事等への情報提供を、食品衛生法施行規則において義務付ける
- ➡情報提供の義務化により、違反した場合は食品衛生法に基づいて営業の禁止・停止の行政措置が可能
- ・都道府県知事等に提供された健康被害の事例については、引き続き、厚生労働省に集約し、医学・疫学的に分析・評価を行った上で、定期的に結果を公表

2. 機能性表示食品制度の信頼性を高めるための措置

（1）GMP（※1）の要件化

（※1）Good Manufacturing Practice（適正製造規範）

- ・製造工程管理による製品の品質の確保を徹底する観点から、機能性表示を行うサプリメント（※2）についてはGMPに基づく製造管理を食品表示法に基づく内閣府令である食品表示基準における届出者の遵守事項とする
- ・届出者が自主点検をするとともに、必要な体制を整備した上で消費者庁が食品表示法に基づく立入検査等を行う

（※2）現行の機能性表示食品の届出等に関するガイドラインにおいては、サプリメント形状の加工食品とは、「本制度の運用上、天然由来の抽出物であって分画、精製、化学的反応等により本来天然に存在するものと成分割合が異なっているもの又は化学的合成品を原材料とする錠剤、カプセル剤、粉末剤、液剤等の形状である食品を指す」とされている

（2）その他信頼性の確保のための措置

- ・新規の機能性関与成分に係る機能性表示の裏付けとなる安全性・機能性の課題について科学的知見を有する専門家の意見を聴く仕組みの導入等、消費者庁における届出時の確認をより慎重に行う手続（販売前提出期限の特例）を食品表示基準に明記
- ・届出後の定期的な自己評価・公表など、届出後の遵守事項の遵守を要件化
- ・PRISMA2020の準拠について令和7年4月からの新規届出から導入
- ・事後チェックのための買上げ事業の対象件数の拡充
- ・特定保健用食品（トクホ）との違いや摂取上の注意事項の記載方法などの表示方法や表示位置などの方式の見直し

3. 情報提供のDX化、消費者教育の強化

4. 国と地方の役割分担

- ①複数の重篤例又は多数の健康被害が短期間に発生するなど緊急性の高い事案であって、
- ②食品の流通形態などから広域にわたり健康被害が生じるおそれがあり、全国的な対応が求められるもののうち、健康被害の発生機序が不明であり、その特定のために高度な調査が必要だと国が判断した事案については、都道府県等と連携しつつ、必要に応じて国が対応する

食品表示基準の改正について、消費者委員会への諮問やパブリックコメントなど所定の手続きを経て、可及的速やかに公布し、届出者の準備期間を確保するための周知期間を設けた上で円滑に施行（食品衛生法施行規則の改正も同時期に公布・施行）

III 今回の事案を踏まえた更なる検討課題

- ・健康被害の原因究明を進めつつ、科学的な必要性がある場合には、本件及び同一の事案の発生を防止するための食品衛生法上の規格基準の策定や衛生管理措置の徹底を検討する
- ・特定保健用食品（トクホ）についても、IIの1及び2（1）と同様の措置を許可制度の運用上講ずることを速やかに検討する
- ・機能性表示食品制度に対する信頼回復に向けた届出者による表示の適正化等の自主的な取組を促進する
- ・食品業界の実態を踏まえつつ、サプリメントに関する規制の在り方、許可業種や営業許可施設の基準の在り方などについて、必要に応じて検討を進める
※平成30年の改正食品衛生法において施行後5年（令和7年6月）を目途とした検討規定が設けられている

機能性表示食品制度の見直し内容と施行期日等

- 健康被害の情報提供及びサプリメントにかかるGMP（適正製造規範）の適用に関して、ガイドラインにより運用されていた従前の制度を見直し、内閣府令・告示に位置づけた。
- その他、表示方法の見直し、新規の機能性関与成分に関して専門家の意見を聴く仕組み等を導入することにより、制度の信頼回復を図った。

見直し項目		従前	現在	令和6年9月1日	令和7年4月1日	令和8年9月1日
①	健康被害情報の収集体制	ガイドライン	府令・告示	施行*	適用	
	医師の診断による健康被害情報の保健所等への提供				* 食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第115号）の施行期日と同日	
②	天然抽出物等を原材料とする錠剤、カプセル剤等食品の届出に関する製造加工等におけるGMP基準の適用・立入検査	ガイドライン	府令・告示	施行	経過措置期間	
③	届出情報の表示方法の見直し	府令・ガイドライン	府令・告示			適用
④	改正後の届出に関する事項（新規成分に係る届出者の評価を慎重に確認する手続（60営業日→120営業日）を含む。）	ガイドライン	府令・告示		施行	適用*
	届出後の遵守事項の遵守（定期的な自己点検報告等）					* 安全性及び機能性の根拠に関する事項等は令和6年9月1日施行

機能性表示食品制度の改正

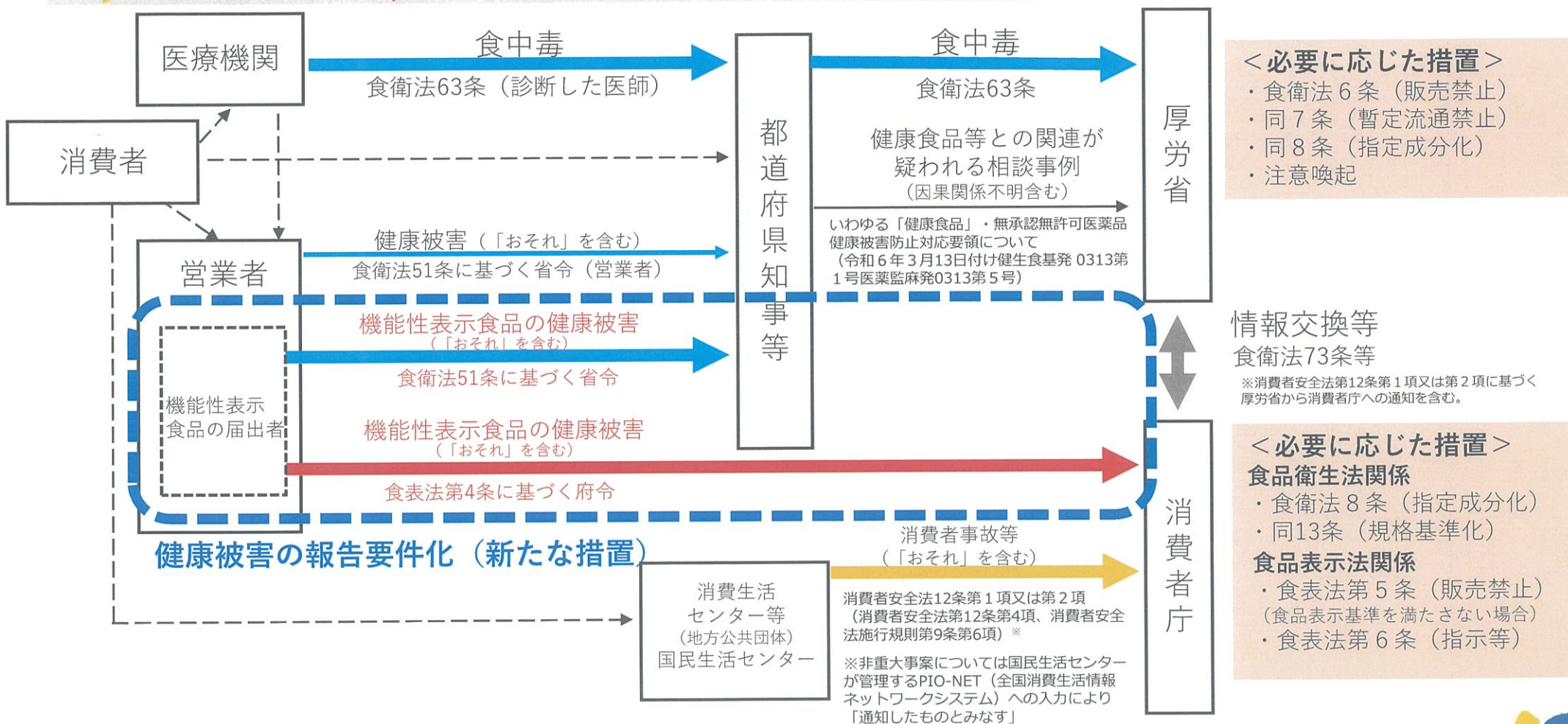
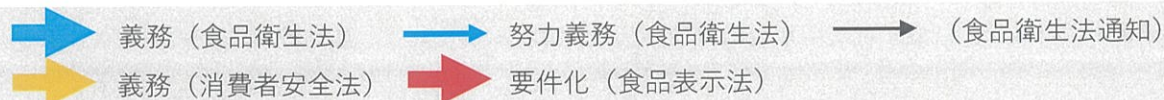
- 紅麹関連製品に係る事案を受けた機能性表示食品制度等に関する今後の対応(令和6年5月31日紅麹関連製品への対応に関する関係閣僚会合取りまとめ)を踏まえ、関係する法令及び通知の制定・改廃を行った。
- 令和7年4月1日には、機能性表示食品の届出等告示※¹を施行した。当該告示を含め、昨今の事案を受けた見直しにより消費者庁において制定・改廃を行った法令及び通知は以下のとおり。

- | | |
|--|------------|
| ① 食品表示基準の一部を改正する内閣府令(令和6年内閣府令第71号) | 令和6年9月1日施行 |
| ② 機能性表示食品のうち天然抽出物等を原材料とする錠剤、カプセル剤等食品の製造又は加工の基準(令和6年内閣府告示第108号) | 令和6年9月1日施行 |
| ③ 機能性表示食品の届出等告示※ ¹ (令和6年内閣府告示第35号) | 令和7年4月1日施行 |
| ※上記告示、様式第七号に自己点検等報告を行うための別紙様式(VII)遵守の状況等の自己点検及び評価に関するチェックリストを規定している。 | |
| ④ 機能性表示食品の届出等に関する手引き(食品表示課長通知) | 令和7年4月1日適用 |
| ⑤ 機能性表示食品に関する質疑応答集(食品表示課長通知) | 令和7年4月1日適用 |

※1_食品表示基準第2条第1項第10号イの別表第26の1の項から6の項までの規定に基づき内閣総理大臣が告示で定める届出の方法並びに同号口の別表第27の2の項第8号の規定及び4の項の規定に基づき内閣総理大臣が告示で定める遵守すべき事項その他の必要な事項及び報告の方法を定める告示



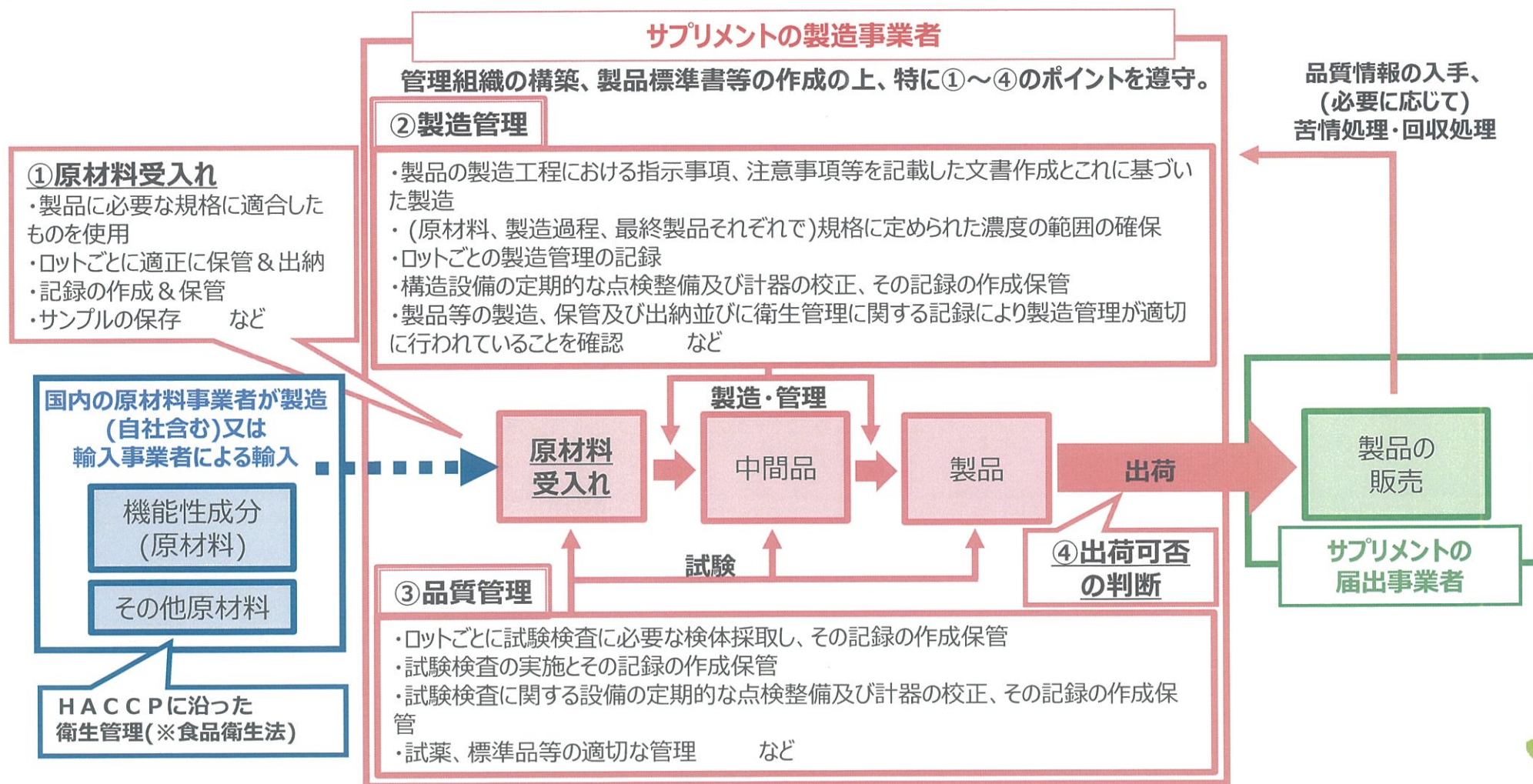
機能的表示食品における健康被害情報の収集等の流れ(改正後)



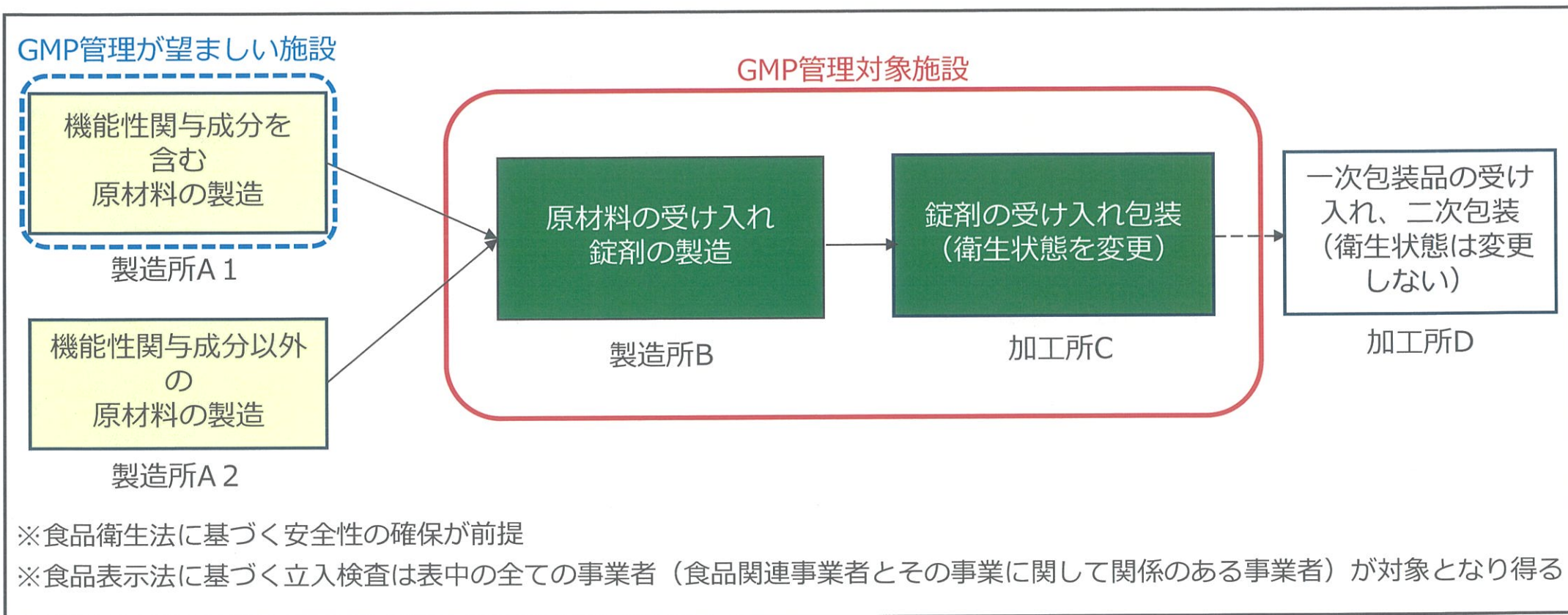
適正製造規範(GMP)とは

Good Manufacturing Practice（適正製造規範（基準））の略で、GMPは原料の受入れから最終製品の出荷に至るまでの全工程において、「適正な製造管理と品質管理」を求めるもの。

【サプリメントにおけるGMPのイメージ】



「機能性表示食品のうち天然抽出物等を原材料とする錠剤、カプセル剤等食品の製造又は加工の基準」
(令和6年8月30日 内閣府告示第108号)の対象範囲について ～一般的なサプリメントの製造工程を例として～



（別添 1）錠剤、カプセル剤等食品の原材料の安全性に関する自主点検及び製品設計に関する指針（ガイドライン）
(令和6年3月11日付食品基準審査課長通知) に基づく安全性の確保

…使用する原材料や成分そのものの安全性（毒性等）についての事前確認

（別添 2）錠剤、カプセル剤等食品の製造管理及び品質管理（GMP）に関する指針（ガイドライン）
(令和6年3月11日付食品基準審査課長通知) に基づく安全性の確保

…別添 1 により確認した原材料を用いた製品を適切に製造するための随時の製造管理及び品質管理（GMP）



容器包装上の表示の在り方の見直しについて

背景

- 機能性表示食品制度に対する消費者の信頼性を高め、消費者が適切な商品を選択するためには、**商品の情報が正しく伝わる**ことが重要。
- 「機能性表示食品」である旨の**視認性を確保**するため、表示形式及び表示位置の統一に努める必要があり、以下の表示方法とすること。

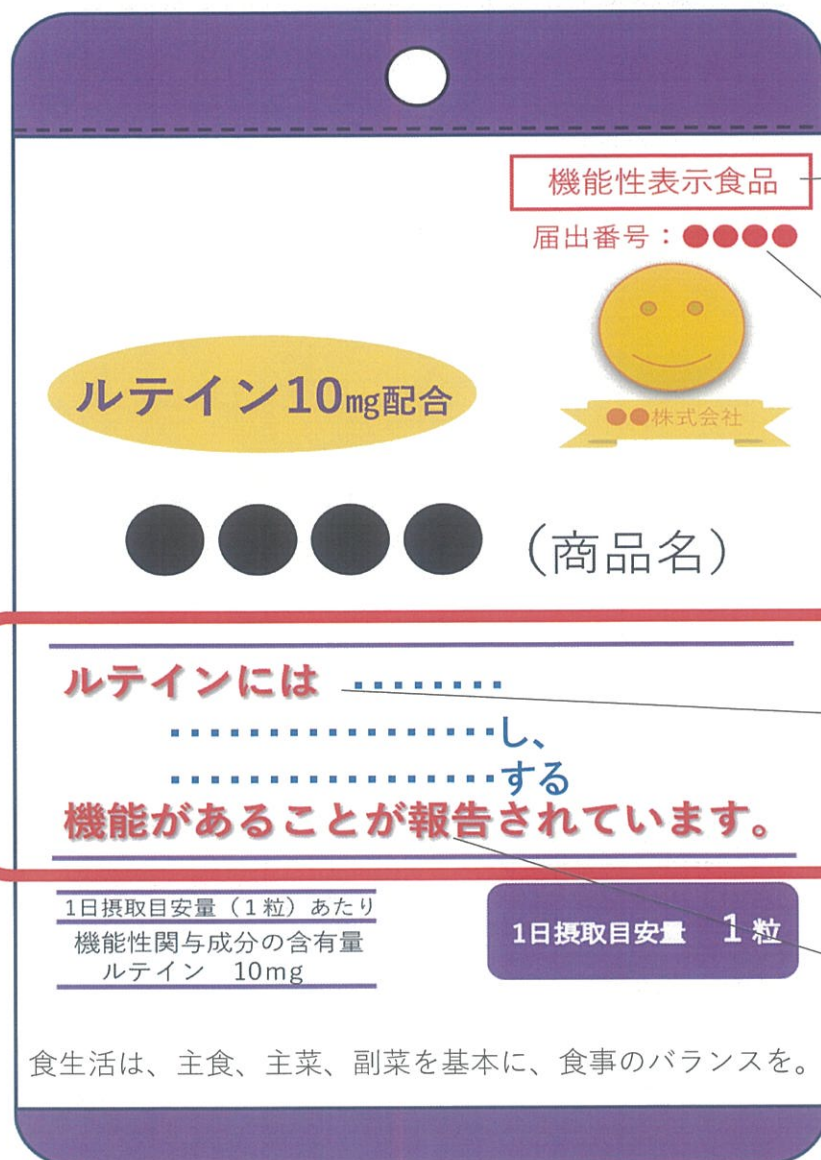
表示方法

- 「機能性表示食品」である旨が消費者に分かりやすいように、**上部に枠で囲んで表示**する。
- 最終製品による臨床試験を行っていない届出の場合は、「機能性関与成分が有する機能性について**報告されている**」旨を的確に表示する。
- 機能性関与成分が複数含まれる場合、それぞれの**成分名とその成分が有する機能性が一体的に**示されるべきである。（それぞれの成分とその成分が有する機能性は1対1で対応するように示す、1つの成分で複数の機能を有する場合は視認性を確保する、など。）



表示見本の切り替えについて

(見直し後の機能性表示食品の表示のポイント)



「機能性表示食品」の7文字は**上部に枠で囲んで**表示します。

届出番号は機能性表示食品の文字の**近接した箇所**に表示します。

機能性関与成分が有する機能性であることを明確に記載します。

「**報告されている**」旨がわかるように的確に表示します。

表示見本の切り替えについて

(見直し後の機能性表示食品の表示のポイント)

科学的根拠を基にした機能性について、消費者庁長官に届け出た内容を、「**機能性表示**」と冠して表示します。

機能性表示と同一面に、「本品は、特定保健用食品と異なり、機能性及び安全性について国による評価を受けたものではありません。届け出られた科学的根拠等の情報は消費者庁のウェブサイトで確認できます。」と表示します。

機能性表示 本品には●●●●が含まれます。 ●●●●には、○○し、▲▲する機能があることが報告されています。		【名称】 【原材料名】 【内容量】 【賞味期限】 枠外左下部に記載 【保存方法】 【販売者】 製造所固有記号は枠外左下部に記載
摂取の方法		栄養成分表示 (1粒あたり) エネルギーkcal たんぱく質g 脂質g 炭水化物g 食塩相当量g
摂取上の注意 (医薬品や他の機能性関与成分との相互作用、過剰摂取等に係る注意喚起等について、当該機能性関与成分の安全性に関する科学的根拠を踏まえて具体的に表示する。)		
○医薬品ではありません。○本品は、疾病に罹患している者、未成年者、妊産婦(妊娠を計画している者を含む。)及び妊産婦を対象に開発された食品ではありません。○疾病に罹患している場合は医師に、医薬品を服用している場合は医師、薬剤師に摂取について相談してください。○体調に異変を感じた際は、速やかに摂取を中止し、医師に相談してください。		機能性関与成分 ●●● 10mg 原材料に含まれるアレルギー物質(28品目中) お客様相談室 ●●●-●●●●-●●●●
賞味期限/製造所固有記号		

摂取上の注意には**医薬品等との飲み合わせ、過剰摂取を防止するための注意喚起**を表示します。

義務表示事項は以下の2点が変更になっています。

●**医薬品ではない旨の表示**
●**疾病のある方、薬を服用されている方は、必ず医師、薬剤師に摂取について相談してください。**

事業者問合せ、又は連絡することができるよう電話番号を表示します。

※赤字は機能性表示食品としての義務表示事項

機能性表示食品の届出等に係る告示作成の基本的な考え方

令和6年5月31日、関係閣僚会合で取りまとめられた「紅麹関連製品に係る事案を受けた機能性表示食品制度等に関する今後の対応」を踏まえ、これまで届出ガイドラインに示されていた内容について、同年8月23日、内閣府令である食品表示基準に明記する改正を行ったところ。

この中で、「**内閣総理大臣が告示で定める**」とされた**届出の方法(別表26)**や**遵守事項等の報告の方法(別表27)**(既に施行されている健康被害の情報提供を含む。)について、告示作成の基本的な考え方は以下のとおりとする。

- 届出等に係る告示は、**条文、各様式及び記載要領**の構成とする。
- 各様式**について、従前の「機能性表示食品の届出等に関するマニュアル」(令和6年8月30日付け消食表第775号食品表示課長通知。以下「**マニュアル**」という。)と**同様の並び**とする。
- 記載要領**は、**原則、マニュアルに記載されている内容に沿って**、各様式に具体的に何を記載するかを示す(その他、現在運用されている「機能性表示食品に関する質疑応答集」(平成29年9月29日付け消食表第463号食品表示企画課長通知)の一部を告示に規定。)
- 有効性の信頼確保**の観点から、**PRISMA声明2020へ準拠すること等**を届出様式の中で規定。
- 年1回の遵守事項の**自己点検**に関する**チェックリスト**を規定。
- 「**(別添1)錠剤、カプセル剤等食品の原材料の安全性**に関する自主点検及び製品設計に関する指針(ガイドライン)」(令和6年3月11日付け健生食基発0311第2号食品基準審査課長通知)について、遵守事項の報告様式の中で「**努めること**」として規定。



容器包装への表示の切替え等への影響が想定されないことから、内閣府令の届出に係る規定等の施行日(令和7年4月1日)に合わせて施行。

機能性表示食品の届出等に関する手引き

- 現行のマニュアルを一新するため、**マニュアルを廃止し**、「機能性表示食品の届出等に関する**手引き**」(以下単に「手引き」という。)を作成。
- 手引きの構成は、府令＋告示＋マニュアルのみに記載されている内容＋質疑応答集のみに記載されている内容の一部とした。また、マニュアルでは各様式等ごとの説明がなされているものではなかったが、手引きでは各様式等ごとに記載事項を明記。
- 府令及び告示**に記載されている内容は「**MSゴシック**」＋「**斜体**」とし、**マニュアルや質疑応答集のみに**に記載されている内容は「**MS明朝**」とすることで、法令に定められている内容と通知で示す内容を明確化。

【手引き様式第二号の例】

(Ⅱ) 様式第二号(安全性に係る事項)
食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)
別表第二十六(第二条関係)

届出事項	届出の方法
(略)	
三 安全性及び機能性の根拠に関する情報	次に掲げる事項を記載した資料を内閣総理大臣が告示で定めるところにより提出する。 イ 一日当たりの摂取目安量及び摂取をする上で の注意事項に関する事その他届出に係る機能性 関与成分の安全性の科学的根拠を明らかにするた めに必要な事項 ロ (略)
(略)	

第1 様式(Ⅱ)

(1) 「当該製品の安全性に関する届出者の評価」欄は、喫食実績、食経験の既存情報、安全性試験の既存情報又は安全性試験の実施による安全性の評価、医薬品と機能性関与成分の相互作用及び機能性関与成分同士の相互作用に関する情報について、その方法等は記載せず、次に掲げる内容を踏まえ評価した内容を要約したものを記載すること。(略)

①～② (略)

③ 既存情報により安全性を評価する際には、その文献等で使用された機能性関与成分と届出しようとする機能性関与成分との間の同等性について考察すること。

なお、考察に当たり、既存情報で使用された機能性関与成分のサンプルを入手することは困難な場合が多いと考えられることから、基原の遺伝的多様性(種、亜種、交配種、栽培種)、気候などの環境要因、採取・栽培方法と時期、加工方法などを踏まえ、同等性を考察する。また、既存情報で使用された機能性関与成分のサンプルが入手可能な場合には、以下に示すような定性的かつ定量的な手法により、同等性を考察することが望ましい。

ア 機能性関与成分の同等性を考察するためには、以下(a)及び(b)に示す方法が前提となる。

(a) パターン分析等の結果を基に、届出者が自ら設定した規格における機能性関与成分と対象文献の機能性関与成分の定性的な同等性について評価すること。

(b) 機能性関与成分が両者において定量的に同等であること。



専門家に意見を聴く仕組みについて

- 令和6年5月31日、関係閣僚会合で取りまとめられた「紅麹関連製品に係る事案を受けた機能性表示食品制度等に関する今後の対応」において、「届出資料の確認に特に時間を要すると消費者庁長官が認めるものは、当該成分に係る機能性表示の裏付けとなる安全性や機能性の課題について科学的知見を有する医学や薬学等の専門家の意見を聴く仕組みを導入する等、消費者庁における販売前の確認をより慎重に行うため、届出資料の提出期限を、原則販売日の60営業日前のところ、特例として販売日の120営業日前とすることを食品表示基準に明記する。」とされたことを踏まえ、食品表示基準第2条第1項第10号イにその旨の規定が追加された。
- これを踏まえ、消費者庁において、医学や薬学等の専門家に意見を聴く仕組みを構築し、その運用を以下のとおりとする。

〈対象となり得る届出〉

- ・ これまで届出がされたことがない(新規の)機能性関与成分に関する届出の場合
- ・ 複数の既に届出がされたことがある機能性関与成分の組合せであっても、その組合せがこれまで届出がされたことがない場合

〈確認事項〉

- ・ 届出資料に記載の医薬品との相互作用、機能性関与成分同士の相互作用が表示見本上の「摂取をする上での注意事項」の表示に適切に反映されているかを中心に確認。

※なお、必要に応じて機能性表示食品の安全性及び機能性に係る課題について助言を求めることもあり得る。

〈運用開始時期〉

- ・ 届出等に係る告示の施行を予定している令和7年4月1日に合わせて運用開始。

〈その他〉

- ・ 本仕組みの運用については、会議体ではなく、あくまでもアドバイザーとして個別に意見を聴く仕組み。
- ・ 専門家の構成や経歴等については非公表。



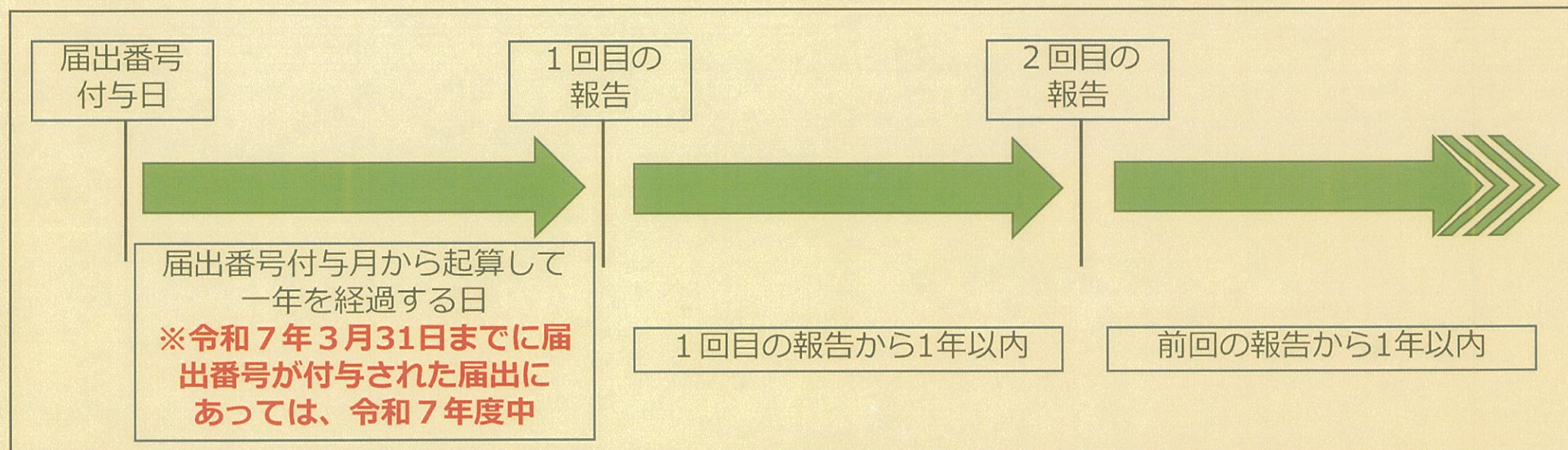
自己点検等報告の期日について

●提出期日

一回目の報告：機能性表示食品に関する届出に係る届出番号が付与された日から起算して一年を経過する日

※令和7年3月31日までに届出番号が付与された届出にあつては、令和7年度中

二回目以降の報告：前回の報告月の末日の翌日から起算して一年を経過する日



※期日までに提出がない届出は機能性表示食品としての要件を欠くこととなる。

例えば、令和7年3月31日までに届出番号が付与された場合、初回の報告は、令和8年3月31日までに報告をすることになります。

令和8年3月1～31日に報告をした場合、次回の報告は令和9年3月31日までとなります。

食品表示基準第9条8項の口の改正を踏まえた考え方

分類			表示例	表示の 取扱い	制度改正後の 表示の取扱い
別表第9に掲げる成分	別表第12,13に掲げられている成分	強調表示ではない	「鉄1mg」、「ビタミンD」、「食物繊維」、「カルシウム50mg」	一般の食品と同様	一般の食品と同様
		強調表示	補給ができる旨 適切な摂取ができる旨	一般の食品と同様	一般の食品と同様
			添加していない旨	誤認の観点から 禁止	一般の食品と同様
	別表第12,13に掲げられていない成分	強調表示ではない	「n-3系脂肪酸」、「マンガン0.8mg」、「モリブデン」	一般の食品と同様	一般の食品と同様
		強調表示	含まないこと 低いこと 低減されたこと	誤認の観点から 禁止	一般の食品と同様
	別表第9に掲げられていない成分	含むこと (高いこと、強化されたことを含む)	「GABAたっぷり」、「難消化性デキストリン強化」	誤認の観点から 禁止	誤認の観点から 禁止
		含まないこと 低いこと 低減されたこと	「ノンカフェイン」	誤認の観点から 禁止	一般の食品と同様



消費者庁

Consumer Affairs Agency, Government of Japan

ご清聴いただき、ありがとうございました。